

●香川県告示第71号

香川県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
令和8年3月31日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱
香川県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成27年香川県告示第104号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委員会の庶務） 第7条 委員会の庶務は、<u>出納局会計課</u>において行う。	（委員会の庶務） 第7条 委員会の庶務は、<u>総務部総務事務集中課</u>において行う。

附 則
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。